

スポーツ安全保険 加入依頼規約

平成 29 年 2 月 27 日制定

(目 的)

第 1 条 この規約は各種団体・グループ（以下「団体」という。）が公益財団法人スポーツ安全協会（以下「協会」という。）に対し、スポーツ安全保険への加入依頼を行う際の取扱い等を定めるものとする。

(加入依頼)

第 2 条 スポーツ安全保険に加入するためには、団体は次に定める事項を全て行わなければならない。

(1) 団体は加入依頼書またはインターネット加入依頼システムを利用して、協会に対して団体の基本情報及び団体の各構成員に係る次の事項を誤りなく申告する。

- ①氏名
- ②性別
- ③年齢または生年月日等の年齢に相当する事項
- ④スポーツ安全保険の加入区分
- ⑤団体への入会日（翌月一括手続方式による追加加入依頼に限る。）

(2) 団体は協会に対し、協会の指定する方法で次の費目の合計額を払い込む。

- ①構成員人数分のスポーツ安全保険掛金（保険料分担金と制度運営費により構成される。）
- ②他の規程、規約等で定められた費用

(協会の義務)

第 3 条 協会は前条のとおり受け付けた加入依頼に基づき、スポーツ安全保険引受け幹事保険会社との間で、団体の構成員をスポーツ安全保険の被保険者とするために必要な業務を行う。ただし、団体の加入依頼手続きに不備がある場合は、この限りではない。

(制度運営費の取扱い)

第 4 条 制度運営費の額は年度ごとに協会が別に定める。

2 協会は団体より払い込まれた制度運営費を、スポーツ安全保険の制度運営に係る費用に充てる。

(規約に定めのない事項)

第 5 条 本規約に定めのない事項は、スポーツ安全保険引受け保険会社と協会との間で締結されるスポーツ安全保険契約に関する各種約款及び協会が団体に示す他の規程、規約に拠ることとする。